

木材産業における金融支援制度について

—乾燥施設などの設備投資を対象に、本道木材産業の振興を図るため—

北海道商工労働観光部工業振興課

管理企画係長 猪 飼 秀 一

はじめに

本道の木材産業は、新設住宅着工戸数の減少や外国製品の輸入増加など、今後難しい局面を迎えることが予想されております。

また、JASの改正などに対応し、乾燥施設の導入など、新たな設備投資の必要性も増してきております。

このため、個々の企業の皆さんにとって、製品の高付加価値化や設備の合理化・近代化を図る場合に役立つ、道の金融支援制度を中心に、主要なものをまとめてみることとしました。

制度の概要

一口に支援制度といっても沢山あり、実際に活用を検討しようにも、調べているうちに、頭がいっぱいになってしまふことがあるのではないかと思います。

そこで、今回は大きく四つのパターンに分類して、個々の制度の詳細を別表にまとめ、ポイントごとに解説をしてみたいと思います。

なお、ここでは、企業単位で利用できるものに限定しておりますので、事業協同組合や森林組合だけを対象としたものは、省略しております。

(1) 利子補給を行うもの

企業が金融機関から借入を受ける場合の、金利負担を軽くするため、利子の一部を補給するものです。

1) 乾燥材生産施設整備資金造成事業では、金融機関からの借入残高5千万円を限度に、年率2.6%の利子補給を、償還期間である7年以内に

ついて行います（表1）。

この場合、乾燥材生産施設の導入に限られており、利子補給の資金をつくるため、国や道とともに、利用する企業の方でも、3分の1を出損しなくてはなりません。

2) 木材産業高次加工等促進事業では、金融機関からの借入残高8千万円（合板などでは2億円）を限度に、年率3%の利子補給を、償還期間である7年以内について行います（表2）。

表1 乾燥材生産施設整備造成事業

| 対象 | 利子助成金 | 償還期限 | 融資限度額 |
|--------------------------------|-------------------------|------------------------|------------|
| 製材業・建築用木製品組立材料製造業木材販売業等木材関連業者等 | 借入残高に 対して年率 2.65% | 7年以内 (うち据置 2年以内) | 1施設当たり5千万円 |

問い合わせ先：北海道製材工業組合

表2 木材産業高次加工等促進事業

| 対象 | 利子助成金 | 償還期限 | 融資限度額 |
|---|----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 木材関連事業体又はこれらのが直接若しくは間接の構成員となっている事業協同組合等 | 借入残高に 対して年率 3% | 7年以内 (うち据置 2年以内) | 製材業等 8千万円 合板業等 2億円 |

設置対象は表2の別表のとおり

問い合わせ先：北海道製材工業組合

北海道合板工業組合等

この場合、対象設備は表2の別表のとおり、木材製品の高付加価値化、低コスト化のための高次加工設備や合理化設備となっております。

また、利子補給の資金をつくるため、国や道とともに、利用する企業の方でも、4分の1を出損しなくてはなりません。

表2の別表 高次加工等促進設備

| 業種別 | 製材業・木材チップ製造業・木毛製造業・木材薬品処理業等 | 合板製造業・集成材製造業・床板製造業・パーティクルボード製造業 |
|-----|---|---|
| | 1. 乾燥施設 2. 防虫・防腐・防蟻・防ぼい(防かび)・防炎・難燃処理施設 3. 集成加工施設 4. 住宅部材・家具部材加工施設 5. 高度加工用木工機械 6. 小径木高度加工用施設(円柱、抗先削など) 7. 小幅板横接着施設 8. チッパー 9. パーカー 10. 自動選別機 11. 包装・結束・マーキング施設 12. 自動制御式搬送装置(自動送材車、搬送用ロボットを含む) 13. 小径木用ツイン帯のこ盤又はツイン丸のこ盤(同等以上の生産能力を有する別の帶のこ盤又は丸のこ盤を廃棄する場合に限る。) 14. 自動棧積装置および自動棧ばらし装置 15. オガクズ・木粉製造施設および木くずなど利用施設 16. 木毛製造施設(成型機、プレスを含む。) 17. 成型木材製造装置 18. 自動目立て装置 19. 自動計測機 20. 木材品質測定機 21. 煮沸・蒸煮施設 22. 着色・脱色施設 | 1. 乾燥装置(エネルギー効率利用型単板乾燥装置又は高周波によるものに限るものとし、エネルギー効率利用型単板乾燥装置にあっては、同等以上の能力を有する別の乾燥装置を廃棄する場合に限る。) 2. 防虫・防腐・防蟻・防ぼい(防かび)・防炎・難燃処理施設 3. 煮沸・蒸煮施設 4. 専用電子計算機付きログチャージャー 5. パーカーおよびヤニ取り装置 6. 小径木用ベニヤレース(原木の最大径が60cm未満かつ剥芯の最大径が10cm未満となるものに限るものとし、同等以上の切削能力を有する別のベニヤレースを廃棄する場合に限る。) 7. 高性能化粧单板スライサー(同程度の生産能力を有する別のスライサーを廃棄する場合に限る。) 8. 調板施設 9. 自動補正処理装置 10. 接着装置(積層材用又は単板幅はぎ用に限る。) 11. 接着剤縮合装置 12. 圧縮装置(ローラー式、エンドレス式、アコードィオン式又は真空式に限る。ローラー式、エンドレス式およびアコードィオン式については同程度の生産能力を有する別の圧縮装置を廃棄する場合に限る。) 13. 連続裁断装置 14. 側面縁貼機 15. 高性能木工機械(フィンガージョインター、多軸モルダー、NCルータ、トリミングソー) 16. 自動制御式搬送装置(搬送用ロボットを含む。) 17. 自動仕組装置 18. 多連式ベルトサンダー 19. 自動堆積装置 20. 離型加工等表面処理施設および表面塗装装置 21. 木くず焚ボイラー又は木くず焚熱風発生装置およびこれに付帯するばい煙処理・集じん装置 22. パーティクルボードコア合板生産施設(同等以上の生産能力を有する別の合板生産施設を廃棄する場合に限る。) 23. 大断面集成材製造装置および台形集成材製造装置 24. 溝付装置 25. 研磨装置 26. 木材品質測定機 |
| | 1. 情報処理施設(CAD/CAM装置等) 2. 新製品に係る展示・保管施設 3. 上記機械、装置等の複合機 4. 協同事業に係る共同利用施設 5. 以上の機械、施設に付帯する施設 6. その他林野庁長官が特に必要と認める機械、施設 | |

3) この他に、リースにより乾燥設備を導入した場合に、リース料の一部を助成する(財)日本木材総合情報センターの制度もあります。

(2) 道および関係機関が直接貸付けるもの

道や関係機関が、直接貸付けを行うので、市中金融機関の自社に対する融資枠の減少を少なくさせることができます。

1) 林業改善資金の中にある間伐材高度利用施設資金と特認間伐施設資金では、木材製造業を営む者が、木材乾燥施設などを導入する場合に、道が無利子で5年間貸付けるものです(表3)。

2) 中小企業設備近代化資金は、対象設備の2分の1以内で、3千万円以内を無利子で、5年間道が貸付けるものです(表4)。

ただし、対象となる設備は表4の別表のとおり定められています。

3) 設備貸与制度は、(財) 北海道中小企業振興公社が行うもので、3つの種類に分けられます(表5)。

(ア) 一般割賦

従業員20名以下の製造業で表5の設備について、2千5百万円以下を5%の損料で貸与する

もので、償還は4年6ヶ月の割賦となっていま
す。

(イ) ハイテク割賦

従業員80名以下の製造業で表5-AとBの設備について、1千5百万円以上5千万円以下を5%の損料で貸与するもので、償還は6年6カ月の割賦となっています。

(ウ) リース

従業員80人以上の製造業で表5のAとBの設備について、百万円以上5千万円以下を、3年以上7年以下リースするものです。

リース料月額は、リース期間に応じ、1.533 %から3.142%となっています。

4) (社) 北海道中小企業基金協会の事業化資金は、北海道地場工業等振興条例に基づく制度で、新たに開発された製品を生産する事業などの対象経費の80%以内を、5千万円を限度に年率2.5%（4年目以降4.5%）で貸付けるもので、償還期間は10年以内となっています（表6-1A）。

(3) 金融機関を窓口として融資するもの

道が、銀行・信用金庫・信用組合などの市中金融機関の窓口を通じて中小企業に融資するもの

表 3 林業改善資金

貸付対象者：森林組合、木材製造業を営む者

問い合わせ先：森林組合、林産協同組合

木材産業における金融支援制度について

表4 中小企業設備近代化資金

| 対象 | 貸付条件 | | |
|-----------------------------|------|-----------------------------|---|
| | 資金使途 | 貸付金額 | 貸付利率 |
| 中小企業庁の指定する業種、企業に該当するものであること | 設備資金 | 3,000万円以内 (対象設備価格の50%以内) | 無利子 |
| 中小企業庁の指定する機械、器具、装置などであること | | | 5年以内 (公害防止施設) (12年以内) (うち据置) (1年以内) |

表4の別表 対象業種と対象設備

| | |
|-----------------------|--|
| 【木製品製造業】合板、木工品、竹工品、木型 | 塗装装置、木工機械、木工プレス、はぎ合わせ機、縫貼機、自動堆積装置、自動送り込み装置、竹工機械、金属加工機械 |
| 【製材業】製材品、チップ | 帯のこ盤、チッパー、送材装置、木工機械、防虫(腐)設備、バーカ、結束機 |
| 【木質成形燃料製造業】木質成形燃料 | オガライト成形機、ペレット成形機 |
| 上記の業種の企業のすべて | 自動調整装置、恒温恒湿調整装置、ならい装置、自動制御装置、高圧受電設備、圧縮機、ボイラー、硬水軟化装置、除じん又は集じん装置、乾燥装置、自動包装機、在庫管理機、運搬設備(コンベア、起重機、ホイスト、フォークリフトトラック、テーブルリフター)、試験・検査・測定設備、産業用ロボット、電子計算機および周辺端末装置、プログラム |

問い合わせ先：市町村(商工担当課)支庁商工労働課

表5 賢北海道中小企業振興社の貸与制度

| 制度名 | 対象 | 貸付条件 | | | |
|----------------|---|-------|---|-----------------------------------|--|
| | | 資金使途 | 貸付金額 | 貸付利率 | |
| 設備割賦 (一般) | 中小企業庁の指定する業種、企業に該当するものであること (中小企業庁の指定する機械、器具、装置等であること) | 設備割賦 | <割賦設備価格> 2,500万円以内 (2,500万円超の場合超) (過分前納すれば可) | <割賦損料> 年5.0% | 4年6か月 (公害防止施設) (11年6か月) (うち据置) (6か月以内) |
| 設備割賦 (ハイテク) | (中小企業庁の指定する機械、器具、装置などであって、電子計算機で作動するものであること) | 設備割賦 | <割賦設備価格> 5,000万円以内 (5,000万円超の場合超) (過分前納すれば可) | <割賦損料> 年5.0% | 6年6か月 (公害防止施設) (11年6か月) (うち据置) (6か月以内) |
| 設備リース | | 設備リース | <リース設備価格> 5,000万円以内 | <リース料月額> 設備価格の 1.533～3.142% | <リース期間> 3年以上 7年以内 |

木材産業における金融支援制度について

表5-A 対象業種および対象設備

| | |
|---|---|
| 〔木製品製造業〕 合板（単板を含む。）木用品（電子キャビネットを含む。）又は竹工品の生産又は加工を行っている企業。 木型（材料のいかんを問わない）の生産を行っている企業。 | 塗装装置（塗装ブースを設置する場合も含む。），木工機械，木工用プレス，はぎ合わせ機，縁貼機，自動堆積装置，自動送り込み装置，竹工機械，金属加工機械 |
| 〔製材業〕 製材品又はチップの生産を行っている企業。 | 帯のこ盤，チッパー，送材装置，木工機械防虫（腐）設備，バーカー，結束機 |
| 〔木質成形燃料製造業〕 木くずを主原料とした成型燃料の生産を行っている企業。 | オガライト成形機，ペレット成形機 |
| 上記対象企業（共通設備） | |
| 自動調整装置，恒温恒湿調整装置，ならい装置，自動制御装置，高圧受電設備，圧縮機，ボイラー，硬水軟化装置，乾燥装置，自動包装機，在庫管理機，産業用ロボット，運搬設備（コンベア，起重機，ホイスト，フォークリフトトラック又はテーブルリフター（パケット式のものを含む。）に限る。），試験・検査・測定設備（計測，試験，検査，分析，測定設備），除じん又は集じん装置（定置式のものに限り，ばいじんその他の有害物質を重力沈降，慣性分離，遠心力分離，ろ過，洗浄，電気捕集又は音波凝集の方法により処理するものに限る。）電子計算機および周辺端末装置，プログラム | |

問い合わせ先：商工会議所・商工会

表6 北海道地場工業等振興条例による助成制度

表6-A 事業化資金貸付事業

| 対象事業 | 助成内容 | 助成限度額 |
|---|--|--|
| （製造業） 新たに開発された製品を生産する事業など (ソフトウェア業) | 投資額の80%以内の資金の貸付 <利 率> (製造業) 1年～3年2.5%， 4年目以降 4.5% (ソフトウェア業) 1年目2.5%， 2年目以降4.5% | 5,000万円 <貸付期間> (製造業) 10年以内（据置1年以内） (ソフトウェア業) 5年以内（据置1年以内） |
| 新たなプログラムを開発し，生産する事業などで，特に人件費も対象とする。 | | |

表6-B 研究開発補助事業

| 対象事業 | 助成内容 | 助成限度額 |
|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 新製品，新技術などの開発に関する基礎試験，試作研究など | 対象経費（原材料費，外注加工費，技術導入費等）の50%以内 補助 | 500万円（特に必要と知事が認める場合は800万円） |

問い合わせ先：北海道中小企業振興基金協会

支庁商工労働課，小樽商工労働事務所

表5-B

| |
|------------------|
| ほぞ取り機 |
| 木工ボール盤 |
| 全自動連続ドライクリーニング装置 |
| 電子計算機 |
| 販売時点情報管理装置（POS） |
| かんのこ盤 |
| 丸盤 |
| ルータ |
| 木造建築用構造材加工機 |

AおよびBで電子計算機で作動するもの

木材産業における金融支援制度について

表7 中小企業振興資金
工業高度化資金

| 融資対象 | | 融資条件 | | | |
|---------|--|------|-----------|-------|---------------------|
| | | 資金使途 | 融資金額 | 融資利率 | 融資期間 |
| 特定工業 | 次の業種に属する中小企業者 (1)地域別地場産業振興ビジョンおよび業種別振興指針に基づく業種 (2)その他自給率の向上を図るべき業種 | | | | |
| 新技術・新製品 | (1)新製品を生産する中小製造業者 (2)新技術を用いた製品を生産する中小製造業者 (3)先端技術設備を導入する中小製造業者 (4)中小企業技術開発促進臨時措置法に基づく技術開発計画の認定を受けて研究開発を行う中小製造業者 | 設備資金 | 8,000万円以内 | 年6.6% | 10年以内 (うち据置1年以内) |

問い合わせ先：商工会議所・商工会・支庁商工労働課

表8 北海道企業立地促進条例に基づく助成制度

| 対象業種 | 対象地域 | 要件 | 助成内容 | |
|--------------|---|-------------------------|---|-----|
| | | | 助成額 | 限度額 |
| 製造業 鉱 | 函館市、旭川市、釧路市、砂川市、当別町、東神楽町、東川町、浜頓別町、枝幸町、斜里町、門別町、様似町、えりも町、中札内村、広尾町、浜中町、弟子屈町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 (農村地域工業等) (導入地区を除く) | 投資額 3千万円以上 | 不動産取得税相当額の80% (土地取得後1年以内に工場建設に着手した場合には、土地に係る不動産取得税を含む) | — |
| 製造業 (支店等) | 全道一円 (札幌市を除く) | 投資額 1億円以上 雇用増 30人以上 | 1年を超えて常時雇用される従業者の数に1人当たり50万円を乗じて得た額 | 1億円 |
| | 特定期域 | 投資額 5千万円以上 雇用増 15人以上 | | |

「特定地域」は、産炭地区の工業団地等および、夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、歌志内市、上砂川町、テクノボリス地域（函館市、七飯町、上磯町、大野町、苦小牧市、千歳市、恵庭市、早来町）、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、津別町、清里町、静内町、厚岸町、白糠町の区域です。

問い合わせ先：道庁商工労働観光部企業誘致課

で、制度融資の一般的なものとされています。

道は融資のための原資として、市中金融機関に道の資金を預託し、これに金融機関の資金を加えて融資枠を設定するもので、低利で長期の資金が利用しやすくなっています。

資金の目的別に、数多くのものが有りますが、ここでは、木材産業の企業に有利なものを説明します。

1) 中小企業振興資金の中にある工業高度化資金では、設備投資に対し8千万円を限度に、償還期間10年以内で、年率6.6%のものを、商工会議所・商工会のあっせんを受けて、借り入れができるようになっています（表7）。

2) この他に、政府系の金融機関として、農林漁業金融公庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫などがありますので、道の制度融資などと並列的に、目的に合わせて活用しやすくなっています。

（4）道の条例に基づき助成するもの

道が、工業立地の促進や地場工業の振興を図るため、条例を設け、企業などへの助成などを行うものです。

1) 北海道企業立地促進条例に基く助成

（ア）旭川市や釧路市などの市町村で、3千万円以上の設備投資を行う場合、不動産取得税相当額の80%が助成されます（表8）。

（イ）全道で、一定額以上の設備投資と一定数以上の雇用増がある場合、1人当たりに50万円を乗じて得た額が助成されます（表8）。

（5）北海道地場工業など振興条例に基く助成
新製品・新技術の開発に関する基礎試験や試作研究などに要した経費の50%以内を助成するもので、限度額は5百万円（特に必要と知事が認めるものは8百万円）となっています（表6-B）。

まとめ

木材産業の設備投資を行う企業を支援する制度を、製品の高付加価値化と近代化・合理化の視点から、一般的に利用しやすいものを中心に説明して参りましたので、今後の活用の参考にしていただき、経営の安定と会社の発展の一助にでも役立てていただければ幸いです。

木材産業を取りまく厳しい環境を、皆様の英知と努力で克服されることを祈り、終わりとさせていただきます。



社団法人 北海道林産技術普及協会では機関誌ウッディエイジ（B5版）の特集号を頒布していますのでご利用下さい。

価格はいずれも実費（）内は送料

・特 集 号

| | | | | |
|-------------------|-------------|-----|--------|--------|
| カラマツを使ってみませんか | (昭和56年) | 25頁 | 400円 | (175円) |
| Theおがこ | (昭和58年) | 26頁 | 400円 | (175円) |
| 窓（木製サッシの実用例集つき）※ | (昭和59年1月号) | 35頁 | 700円 | (250円) |
| 木材工業とマイコン※ | (昭和59年11月号) | 17頁 | 340円 | (175円) |
| 木製軽量トラス※ | (昭和59年12月号) | 16頁 | 320円 | (175円) |
| 木の良さ再発見 | (昭和60年1月号) | 22頁 | 300円 | (46円) |
| 今なぜ広葉樹か※ | (昭和60年3月号) | 22頁 | 440円 | (175円) |
| カラマツ・セメントボード※ | (昭和60年10月号) | 43頁 | 860円 | (250円) |
| 単板積層材※ | (昭和60年11月号) | 30頁 | 600円 | (250円) |
| キノコ（その1） | (昭和61年3月号) | 29頁 | 500円 | (46円) |
| 木材の農畜産業への利用※ | (昭和61年5月号) | 27頁 | 540円 | (250円) |
| 「木の家」百年持たせます※ | (昭和61年9月号) | 23頁 | 460円 | (175円) |
| キノコ（その2） | (昭和61年11月号) | 23頁 | 600円 | (46円) |
| 林産試験場の成果※ | (昭和62年1月号) | 43頁 | 860円 | (250円) |
| 林産試験場移転整備※ | (昭和62年5月号) | 25頁 | 500円 | (175円) |
| 日曜大工のすすめ※ | (昭和62年6月号) | 24頁 | 480円 | (175円) |
| 木造住宅の保守管理※ | (昭和62年12月号) | 23頁 | 460円 | (175円) |
| 木の良さ・木の香りを教室へ※ | (昭和63年7月号) | 33頁 | 660円 | (250円) |
| 木質飼料※ | (昭和63年10月号) | 17頁 | 340円 | (175円) |
| 第38回木材学会大会の概要※ | (昭和63年11月号) | 33頁 | 660円 | (250円) |
| 最近の木工機械と刃物 | (昭和63年) | 47頁 | 500円 | (51円) |
| わかりやすい木材乾燥 | (平成元年) | 38頁 | 1,500円 | (51円) |
| 木造住宅の良さ | (平成元年2月号) | 26頁 | 800円 | (46円) |
| 林産試験場の試験研究各部・科の紹介 | (平成元年7月号) | 26頁 | 600円 | (46円) |

註：品切れの場合はコピーになります。※印はコピー。